

全 員 協 議 会 資 料

令 和 元 年 月 日

東大和市地域防災計画（令和2年3月修正）素案に
ついて

東大和市地域防災計画（令和2年3月修正）素案について

【素案の概要】

1 修正方針

- 近年、熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震の教訓を踏まえた地震対策の充実が求められているほか、豪雨災害の発生を背景に水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の改正等が行われ、平成31年3月には、当市において東京都による土砂災害警戒区域等が指定された。また、東京都は令和元年7月に東京都地域防災計画震災編を修正した。
- 近年の地域防災を取り巻く情勢の変化や最新動向を踏まえるとともに、より実践的に「使える」計画としての構成に再編するため、東大和市地域防災計画の修正を行う。

2 構成の再編

【現行計画】

- 震災編：「災害予防計画」「災害応急対策計画」といった局面（フェーズ）ごとに施策を列挙
⇒同一の施策でも、予防的な部分と応急・復旧の部分は、それぞれ別計画（局面）として分かれて記載
- 風水害編：「記載のない事項は震災編を準用」する考え方で、記載事項が絞られた構成
⇒記載がないことを確認してはじめて、震災編を準用することを確認できる構成

【修正計画】

- 震災編：災害時において、当市の応急対策活動等に対応する東京都の動きを迅速に確認できるように、東京都地域防災計画の構成と整合
⇒実際に施策を展開する主体の視点から、予防・応急・復旧の一連の流れを記載
- 風水害編：災害時において、当市の応急対策活動等を迅速に確認できるように記載
⇒震災編を準用する施策を含めて明示

3 計画の体系

(1) 震災対策

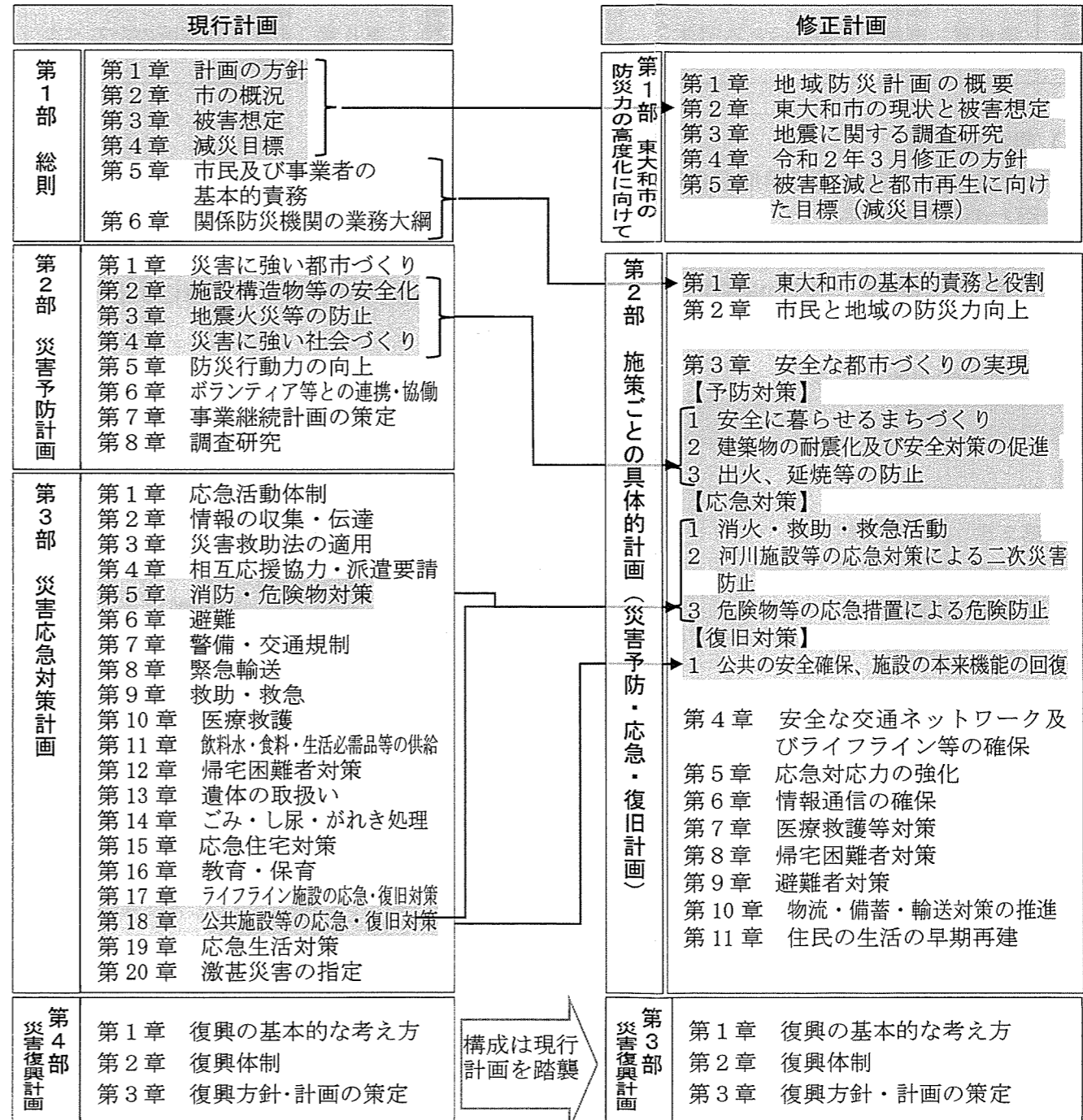
現行計画は、「第2部 災害予防計画」「第3部 災害応急対策計画」といった局面（フェーズ）ごとに体系化された構成となっている。

今回の修正では、災害時において、当市の応急対策活動等に対応する東京都の動きを迅速に確認できるように、東京都地域防災計画の構成との整合を図る。

具体的には、施策ごとの具体的計画として構成を再編し、各施策の中で「予防」「応急」「復旧」の局面ごとに対策を記載しながら、必要に応じた内容の充実を図る。

図表 計画の体系の再編イメージ

（修正計画の第1部と第2部 第1章・第3章は、再編イメージを「網がけ表示」と「→」で記載）



(2) 東海地震事前対策

東海地震事前対策の構成は、基本的に現行計画を踏襲する（一部、文言等の表現は東京都の計画と整合させる）。

図表 東海地震事前対策の体系

現行計画		修正計画	
第5部 東海地震事前対策	第1章 対策の方針	第4部 東海地震事前対策	第1章 対策の方針
	第2章 関係防災機関の業務大綱		第2章 関係防災機関の業務大綱
	第3章 災害予防対策		第3章 災害予防対策
	第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応		第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応
	第5章 警戒宣言時の応急活動体制		第5章 警戒宣言時の応急活動体制
	第6章 市民・事業所のとるべき措置		第6章 市民・事業所のとるべき措置

構成は現行計画を踏襲

(3) 風水害対策

現行計画の策定後である平成26年に、東京都地域防災計画風水害編が修正されているため、同計画との整合を図る。

また、現行計画では、「記載のない事項は震災編を準用」する考え方で、5つの章に絞られた構成となっているが、今回の修正では、準用する内容を明確化するため、17の章による構成とする。

図表 風水害対策の体系

現行計画		修正計画（網掛け：新設）	
第6部 風水害対策計画	第1章 計画の方針	第5部 風水害対策計画	第1章 計画の方針
	第2章 風水害予防計画		第2章 東大和市の概況と災害
	第3章 情報の収集・伝達		第3章 東大和市の基本的責務と役割
	第4章 水防活動		第4章 市民と地域の防災力の向上
	第5章 避難者対策		第5章 風水害予防対策
	※記載のない事項は震災編を準用		第6章 施設・構造物対策
	第7章 災害応急対策		
	第8章 水防活動		
	第9章 交通規制		
	第10章 医療救護等対策		
	第11章 避難者対策		
	第12章 物流・備蓄・輸送対策		
	第13章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・がれき処理		
	第14章 公共施設等の応急・復旧対策		
	第15章 応急生活対策		
	第16章 災害救助法の適用		
	第17章 激甚災害の指定		

都計画との整合を図り再編

(4) 大規模事故応急対策

多様な災害への備えの充実を図るため、「第6部 大規模事故応急対策計画」に「放射性物質対策」※1「火山噴火灰対策」※2を追加する。

※1：現行計画の「災害応急対策計画」第5章 消防・危険物対策では、放射性物質対策についての記載があり、今回「大規模事故応急対策」として内容を再編・充実

※2：東京都は地域防災計画火山編を平成30年に修正

図表 大規模事故応急対策の体系

現行計画		修正計画（網掛け：新設）	
第7部 大規模事故 応急対策計画	第1章 計画の方針	第6部 大規模事故 応急対策計画	第1章 計画の方針
	第2章 航空機事故対策		第2章 航空機事故対策
	第3章 鉄道事故対策		第3章 鉄道事故対策
	第4章 危険物事故対策		第4章 危険物事故対策
			第5章 放射性物質対策
	第6章 火山噴火灰対策		

放射性物質対策、火山噴火灰対策を追加

4 主な修正内容

区分	視点	修正検討内容
震災編	(1) 庁内の組織改正の反映	①現行計画策定以降の市の組織改正に伴い、災害対策本部の編成や分掌事務を見直し
	(2) 自助・共助の備えの充実	①防災意識（「自らの命は自らが守る」意識）、家庭内備蓄など自助の啓発や自主防災組織など共助の体制強化に関する記載を充実 ②消防団や自主防災組織による応急対策に関する記載を充実 ③避難者主体による避難所の管理運営に関する記載を追加 ④安否確認等の住民相互の情報連絡等に関する記載を追加
	(3) 女性・外国人等要配慮者への対応の充実	①要配慮者への対応など避難所の生活環境に関する記載を充実 ②外国人支援対策（情報提供等）に関する記載を追加
	(4) 近年の地震災害の教訓の反映	①地震による地すべり、山地災害等の防止対策に関する記載を追加 ②非常時のエネルギー確保に関する記載を追加 ③応援の受入体制（受援体制等）の充実に関する記載を追加 ④災害対策にあたる職員の健康確保に関する記載を追加 ⑤震災直後の電話殺到への対応を追加 ⑥避難所におけるペット同伴、在宅避難など避難所以外における被災者への対応に関する記載を追加
風水害編	(1) 災害関連制度の改正等の反映	①土砂災害警戒区域等の指定への対応に関する記載を追加 ②警戒レベル（5段階）を用いた防災情報の発信への対応に関する記載に変更
	(2) 近年の風水害の教訓の反映	①風水害への自助や共助の備え、防災意識（「自らの命は自らが守る」意識）の啓発に関する記載を追加 ②土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設への対応に関する記載を追加

5 今後の予定

令和元年				令和2年			
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
下旬 全員協議会	下旬 市議会議員へ情報提供（パブコメ実施）	1日 市報掲載（パブコメ実施） 1月上旬 第2回防災会議 ホームページ掲載（パブコメ実施）	中旬 パブリックコメント 市議会議員確認期間 下旬 市民・市議会議員意見反映 下旬 市議会議員へ情報提供（パブコメ回答） 下旬 ホームページ掲載（パブコメ回答）	東京都確認依頼		下旬 市議会議員へ情報提供（計画策定） 下旬 第3回防災会議	1日 市報掲載（計画策定）

【震災編】

(1) 庁内の組織改正の反映は割愛

※下線は、修正した点

(2) 自助・共助の備えの充実 ①防災意識（「自らの命は自らが守る」意識）、家庭内備蓄など自助の啓発や自主防災組織など共助の体制強化に関する記載を充実

《市民による自助の備えに関する記載の充実》

現行

- 日頃から、出火の防止に努める。
- 消火器、住宅用火災警報器などの防災用品を準備する。
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止を図っておく。
- ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。

- 都・市が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加する。
- 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。

- あらかじめ家族で災害時の役割分担、連絡方法、避難場所、避難経路の確認を行っておく。
- 災害時要援護者がいる家庭は、可能な限り事前に市の災害時要援護者名簿に登録しておく。

- 水（1日一人3ℓ目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。



修正

予防対策

- (1) 身の安全、日頃からの備え
 - 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - 日頃からの出火の防止
 - 消火器、住宅用火災警報器などの防災用品の準備
 - 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
 - ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
 - 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
 - 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
 - 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (2) 初動活動
 - 都・市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
 - 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- (3) 避難
 - 災害が発生した場合の家族の役割分担、連絡方法、避難場所、避難経路の確認
 - 登録されている避難行動要支援者がいる家庭における、自主防災組織、消防署、警察等への事前情報提供
- (4) 被災生活
 - 水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
 - 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
- (5) 生活再建
 - 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

《自主防災組織の役割に関する記載の充実》

現行

- 防災に関する知識の普及、避難時の注意事項、出火防止の徹底を図る。
- 情報伝達、初期消火、救出・応急救護、避難など各種訓練を実施する。
- 避難、消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知する。
- 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 地域内の企業・事業所との連携・協力について検討する。
- 行政との連携・協力について検討する。



修正

予防対策

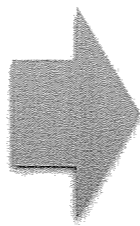
- 防災に関する知識の普及、避難時の注意事項、出火防止の徹底
- 情報伝達、初期消火、救出・応急救護、避難など各種訓練の実施
- 避難、消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄
- 地域内の危険箇所を点検・把握し地域住民への周知
- 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）作成等の災害時の支援体制の整備
- 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

【震災編】

(2) 自助・共助の備えの充実 ②消防団や自主防災組織による応急対策に関する記載を充実

現行

消防施設及び消防資機材等の整備・増強を図り、さらに、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び北多摩西部消防署との連携により教育訓練を実施し、消防団員の技術と資質の習熟を図る。



修正

予防対策
 消防施設及び消防資機材等の整備・増強を図り、さらに、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び北多摩西部消防署との連携により教育訓練を実施し、消防団員の技術と資質の習熟を図る。
 ○消防団員の確保
 ○消防団員の教育訓練
 ○消防団資機材・分団本部施設等の整備
 ○地域等と連携した防災対策の推進

(2) 自助・共助の備えの充実 ③避難者主体による避難所の管理運営に関する記載を追加

現行

記載なし



修正

予防対策
 避難所では、「避難所管理運営マニュアル」を作成し、避難所管理運営委員会等を組織し、避難所となる施設、市、地域が協力して避難所を運営できるように整備に努める。

応急対策
 避難所運営は、市職員、地域住民、避難者等の協力のもと避難所管理運営委員会が中心となって行う。

(2) 自助・共助の備えの充実 ④安否確認等の住民相互の情報連絡等に関する記載を追加

現行

【情報の収集・伝達】
 記載なし

【帰宅困難者対策】

- ① 個人の安否確認手段として、NTT東日本が運用する災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。
- ② 遠隔地の親戚や知人などを中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る。
- ③ ラジオやテレビによる安否情報など放送メディアの活用促進を図る。



修正

【情報通信の確保】

予防対策
 市民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、災害情報などの情報提供体制を整備する。
 ○市民相互間の安否確認手段の周知と特設公衆電話の整備
 ○ソーシャルネットサービス(SNS)など新しい通信基盤を活用した情報提供体制の基盤を推進
 ○ホームページやSNS等を利用した情報提供体制の整備

応急対策
 ○災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の安否確認サービスの周知及び利用の呼びかけ

【帰宅困難者対策】

予防対策
 ○事業者及び帰宅困難者が安否確認や災害関連情報等の提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
 ○鉄道機関、放送機関及び各防災機関等と協力して、有線途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る
 ○隣接市との間に、鉄道・道路状況等に関する相互情報交換体制の確立を図る
 ○災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る
 ○遠隔地の親戚や知人などを中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る
 ○ラジオやテレビによる安否情報など放送メディアの活用促進を図る

【震災編】

(3) 女性・外国人等要配慮者への対応の充実

①要配慮者への対応など避難所の生活環境に関する記載を充実

現行

(2) 避難所の運営

- 女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点や、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。
- 管理栄養士の活用や、乳幼児等への衛生指導なども配慮する。



修正

予防対策

(1) 避難所運営体制の整備

避難所の運営において、避難所管理運営委員会の班長に女性を配置するなど、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(2) 避難所の環境整備

空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

(3) 女性・外国人等要配慮者への対応の充実

②外国人支援対策（情報提供等）に関する記載を追加

現行

(3) 語学ボランティア

大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。



修正

予防対策

市は、各機関と連携し、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進する。

○各機関との連携による、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成など防災知識の普及

○都が作成する防災に関する動画を活用した、外国人が多く集まる場所等での情報提供

○消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記の推進

○ボランティア等の活用による、地域の防災訓練に参加する外国人への支援

応急対策

市は、各機関と連携して、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

○在住外国人への情報提供

○外国人災害時情報センターとの情報交換

○市内の国際交流団体との連携

【震災編】

(4) 近年の地震災害の教訓の反映

①地震による地すべり、山地災害等の防止対策に関する記載を追加

現行

記載なし



修正

予防対策

- 都は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進
- 市は、ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知を徹底
- 土砂災害警戒区域等の指定により、区域内に避難所等が存在することが明らかになった箇所については、箇所毎の緊急性を考慮して、ハード対策を計画的に実施

(4) 近年の地震災害の教訓の反映

②非常時のエネルギー確保に関する記載を追加

現行

記載なし



修正

予防対策

- 市は、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力を確保し、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進する。
- 災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、非常用電源の整備等を促進
- 公共施設等の電力を確保するため、LP ガスの活用やコージェネレーションの導入を促進するなど、民間事業者との連携を推進

(4) 近年の地震災害の教訓の反映

③応援の受入体制（受援体制等）の充実に関する記載を追加

現行

記載なし



修正

予防対策

- 東大和市業務継続計画の修正と併せて、受援担当の役割の明確化を図るなど、受援体制を充実
- 平常時においては、受援対象業務をあらかじめ特定するなど、迅速に応援要請できる準備を実施
- 応援隊のための待機場所、執務スペース、必要資機材など、応援の受け入れ体制を充実

【震災編】

(4) 近年の地震災害の教訓の反映 ④災害対策にあたる職員の健康確保に関する記載を追加

現行

記載なし



修正

応急対策
市は、職員が冷静な判断と行動が取れるよう配慮するとともに、二次災害の防止に万全を期するため、安全をチェックする責任者を指定する等安全管理体制を確保する。
また、長期間に及ぶ災害対応による過労等から、職員が心身の健康バランスを損うことがないよう、精神的なストレスを抱えた職員等への心のケア対策等を含めた、健康管理体制を整備する。

(4) 近年の地震災害の教訓の反映 ⑤震災直後の電話殺到への対応を追加

現行

電話等の通信手段が復旧した段階で、市民からの問合せ等に対応するコールセンターを設置する。



修正

応急対策
 (1) 案内窓口等の設置
○市役所に被災者等のための臨時の案内窓口を設置し、必要に応じ、市災害対策本部との連携により対応
○電話等の通信手段が復旧した段階で、市民からの問合せ等に対応するコールセンターを設置し、電話による相談窓口の一元化を図る
○障害者や外国人からの受付は、派遣された専門ボランティア等の協力を得ながら対応
 (2) ホームページ等へのFAQの開設
○市民からの問い合わせの多い相談内容に対しては、ホームページ等にFAQを開設

(4) 近年の地震災害の教訓の反映 ⑥避難所におけるペット同伴、在宅避難など避難所以外における被災者への対応に関する記載を追加

《避難所におけるペットの扱いに関して》

現行

(1) 被災地における動物の保護
 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育
 市は、避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。



修正

応急対策
 (1) 市の対策内容として、以下の3点を追加
○動物の飼養場所等の確保
○避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供
○動物の適切な飼育指導・啓発
 (2) 市民の対策内容として、以下の1点を追加
ペットの飼い主はペットのケージ、ペットフードを準備し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。

《在宅避難など避難所以外における被災者への対応》

現行
記載なし



修正
<p>応急対策</p> <p>市は、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、原則として、避難所において必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供などの措置を行い、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>

【風水害編】

(1) 災害関連制度の改正等の反映	①土砂災害警戒区域等の指定への対応に関する記載を追加
-------------------	----------------------------

現行
<p>本市においては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は未指定であるが、「土砂災害危険箇所」として、「急傾斜地崩壊危険箇所」が8箇所存在している。市においては、今後避難の態勢や伝達方法の態勢の整備を進めていく。</p>



修正
<p>土砂災害防止法にもとづき、本市は東京都から「土砂災害警戒区域」54箇所、「土砂災害特別警戒区域」50箇所が指定されている。また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にもとづき、「急傾斜地崩壊危険箇所」が8箇所指定されている。</p> <p>(1) 土砂災害に関する危険箇所の周知</p> <p>市は、都や関係機関と連携し、ハザードマップ、防災マップ、広報紙等により、土砂災害警戒区域等を市民や来訪者等に対して周知の徹底に努める。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備</p> <p>土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集、予報や警報の発表及び伝達、避難・救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。</p>

(1) 災害関連制度の改正等の反映

②警戒レベル（5段階）を用いた防災情報の発信への対応に関する記載に変更

現行		
区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要援護者避難情報)	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	① 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ② 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	① 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ② 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ③ 人的被害の発生した状況	① 避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動をただちに完了 ② 未だ避難していない対象市民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動



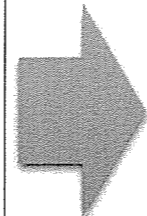
修正			
警戒レベル	避難情報等	発令時の状況	住民の取るべき行動
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況	避難していない住民は、 <u>生命を守るための最善の行動をとる。</u>
警戒レベル4	避難勧告 避難指示 (緊急)	① 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ② 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況	① 住民は、 <u>速やかに避難行動を開始</u> ② 避難所までの移動が危険と思われる場合は、 <u>近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難</u>
警戒レベル3	避難準備 ・高齢者等 避難開始	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	① 避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は、 <u>避難を開始</u> ② 上記以外の者は、 <u>家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u>
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等		<u>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。</u>
警戒レベル1	早期注意情報		<u>災害への心構えを高める。</u>

【風水害編】

(2) 近年の風水害の教訓の反映 ①風水害への自助や共助の備え、防災意識（「自らの命は自らが守る」意識）の啓発に関する記載を追加

現行

震災編に記載あり



修正

(風水害編に移動。)

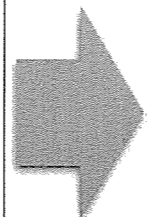
市民は、自らの命は自らが守るという観点にたち、次の措置をはじめ、必要な防災対策を推進する。

- 日頃から、天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、過去の被害状況などを把握
- 市が作成する防災マップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握
- 台風などが近づいたときの予防対策をあらかじめ決定
- マイ・タイムラインを作成し、避難開始までの行動や避難に要する時間等を把握
- 浸水が心配される場合は、都や国がインターネット等で配信する、雨量、河川水位情報を確認
必要に応じて家財道具を2階などの安全な場所へ移動
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの協力

(2) 近年の風水害の教訓の反映 ②土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設への対応に関する記載を追加

現行

記載なし



修正

土砂災害警戒区域等内における社会福祉施設等の要配慮者利用施設について、市は、所在及び施設の要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を平常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備し、訓練の実施等を検討する。